

特記仕様書(案)

1 適用

この仕様書は、福岡県が委託する「福岡県路面下空洞調査業務委託(〇工区)」(以下「業務」という。)に適用する。

2 業務目的

本業務は、福岡県で管理する緊急輸送道路等の路面陥没による突発的な事故や被害を未然に防止し、安全安心かつ円滑な道路交通を確保することを目的とし、路面下空洞探査車等を用いて道路路面下の空洞を調査する業務である。

3 計画準備

本業務の着手にあたり、業務計画書を提出し、監督員の承諾を得ること。

4 打合せ

本業務での打合せは、業務着手時、中間打合せ(2回)、業務完了成果品納入時の計4回とする。

なお、業務着手時及び業務完了成果品納入時の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

5 一次調査・解析

(1) 路面下空洞探査車等による調査・補足調査

本調査は、一般交通への支障となる交通規制を伴わない路面下空洞探査車(地中レーダ)を用いて、走行しながら連続的にレーダデータを取得する。

解析の結果、異常信号の位置、広がりをも路面映像に示し明確にすることを基本とするが、路面下空洞探査車等の機構上、平面的な位置関係が不明な場合は、監督職員との協議によりハンディ型地中レーダ等による補足調査を実施するものとする。なお、本調査は、現場状況および解析結果に応じて変更の対象とする。

(2) データ解析

取得したデータを解析し、抽出した異常信号について空洞の有無と規模(縦断的広がり×横断的広がり)および発生深度を判定する。

(3) 記録・報告

空洞の可能性のある箇所については、平面的な中心位置(異常信号の最

浅ポイントの座標) および範囲を記録し報告する。平面的な中心位置については、空洞の有無を確認するスコープ調査もしくは開削補修が実施できる精度で位置を報告すること。また、解析時に発生深度0.2m以下の空洞や空洞の規模や現地状況から道路陥没の危険性が高い異常信号を確認した場合には、監督員に即時報告するものとする。

(4) 路面下空洞探査車等は、下記に示す性能と同等以上とする。

- 地中レーダ探査車で、安全対策装置・調査標識等を装備したもの。
- 探査速度は、50km/h程度で行えるもの。
- 探査深度は、1.5m程度で行えるもの。
- 探査幅は、2.4m程度で行えるもの。
- 探査能力は、50cm×50cm×10cm以上の空洞が確認できるもの。
- 空洞探査補助装置(ポジショニング装置)として、距離検出装置、CCDカメラ、モニター等を搭載し、周辺映像および路面映像を取得できるもの。
- 取得した路面映像上に異常信号の広がり进行を明示できるもの。
- 取得波形データは、記録が可能で、距離やその他施設等を同時記録できるものとし、取得波形データを提出できるものとする。

6 空洞の陥没危険度評価

地中レーダ調査にて抽出された異常信号については、陥没危険度評価を行い、対策の優先順位を決定する。陥没危険度の基準については、監督職員と協議により決定する。

7 二次調査(スコープ調査)

一次調査にて抽出した異常信号から、陥没危険度評価を行い、協議により二次調査箇所を決定する。二次調査の必要があると判断した箇所において、小口径のボーリング削孔(削孔径40mm程度)を行い、空洞の有無および空洞厚さ・深度のデータを画像にて取得する。確認した空洞の下端に対し、探深棒による緩みを測定する。

空洞が確認された際は、内部状況をCCDカメラ映像で観察・記録する。ただし、確認された空洞の厚みがカメラを挿入するに十分でない場合は、監督員と記録方法について協議すること。

8 空洞データベースの更新

計画的な管理・補修を行うために、本業務において実施した路面下空洞調査の結果をとりまとめ、既存のデータベースを更新する。(エクセル形式)

9 秘密の保持および著作権

- (1) 受託者は、本業務で知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品（本業務の履行過程において得られた記録等も含む）を他人に閲覧、複写させまたは譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 本業務において調査・解析および開発した成果品の著作権は、福岡県に帰属する。

10 成果品

受託者は、業務完了後、調査目的・調査方法・および調査結果等を収録した報告書を提出すること。なお、報告書の浄書はワープロとし、大きさはA4版とする。

- (1) 調査報告書（ドッチファイル 1部）
記録データは電子媒体等にて提出するものとする。なお、形式については、監督員の指示によるものとする。
- (2) その他監督員の指示した資料 1式

11 その他

- (1) 受託者は、現場調査にあたっては、交通状況に即した適切な保安器具を設け、安全管理に努めること。
- (2) 調査を行った際、緊急な対策が必要と思われる空洞を発見した場合は、随時、監督職員へ報告を行うこと。
- (3) 受託者は、本特記仕様書にない事項、又は、本特記仕様書に疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議を行い、監督員の指示に従うこと。

12 成果に対する品質確保

- (1) 使用機材の性能確保
受注者は、使用する機材の概ね1年以内に行なった性能確認を証明できる性能検定書を発注者に提出する。
- (2) 品質の保証
発注者は委託完了後1年以内に、天災、または工事等による現場状況に変化ない状況において、道路陥没が発生した場合は調査報告に上がらなかった原因の調査を求めることができる。また、調査にあたっては道路陥没の発生状況について現場確認等を行い、本件調査結果との因果関係を究明することとする。なお、これにかかる費用は受注者が負担すること。